

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号。以下「条例」という。）第1条の目的に則り、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の建設工事及び供用後において、地域住民の生活環境、周辺地域の自然環境及び大井川流域全体の水資源が適切に保全されるよう、事業者である東海旅客鉄道株式会社（以下「事業者」という。）が実施する事業が環境に与える影響を継続的に確認するとともに、環境保全措置についての助言等を通じ環境影響の低減を図るため、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議（以下「環境保全会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 環境保全会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事業者が実施する調査結果等の確認及び環境保全措置等の評価
- (2) 現地調査
- (3) 関係機関との情報交換
- (4) (1)から(3)までに基づく事業者への助言
- (5) 静岡県環境影響評価審査会からの求めに応じた審議
- (6) その他知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 環境保全会議の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地元住民の代表
- 2 環境保全会議には、全体会及び専門部会を置く。
- 3 環境保全会議の委員は、生活環境部会、自然環境部会及び水資源部会の専門部会のうち1つ以上に所属する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 環境保全会議に、会長を置く。

- 2 会長は知事が指名する。

(部会長)

第6条 専門部会に、部会長を置く。

- 2 部会長は会長が指名する。
- 3 部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 全体会は会長が招集し、専門部会は部会長が招集する。

- 2 会議は公開を原則とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 部会長は、専門部会の協議結果等について、会長に報告する。

(事業者)

第8条 会長及び部会長は、事業者からの説明を聞くため、又は事業者に対し助言するため、事業者に対し全体会又は専門部会への出席を求めることができる。

- 2 会長又は部会長は、事業者に調査結果や環境保全措置等の情報について提示を求めることができる。

(オブザーバー等)

第9条 会長及び部会長は、関係人その他適当と認められる者に対し、オブザーバーとして全体会又は専門部会へ出席を求め、その意見等を聴くことができる。

- 2 前項の規定は、関係行政機関の出席について準用する。

(庶務)

第10条 全体会及び専門部会の庶務は、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、環境保全会議の運営に関し必要な事項は、会長が環境保全会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。